

中国の「知的財産権を濫用し競争を 排除・制限する行為の禁止規定」の改正

遠藤 誠¹

I はじめに

2023年6月25日、国家市場監督管理総局は、「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止規定」（以下「本規定」という）²を公布した（施行日は、2023年8月1日）³。2015年4月7日に国家工商行政管理総局により公布された「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」（以下「旧規定」という）は同時に廃止される。

2008年8月1日に施行された中国の独占禁止法は、2022年6月24日に初めて改正された（施行日は、2022年8月1日）。また、2023年3月10日には、国家市場監督管理総局が、「市場支配的地位濫用行為の禁止に関する規定」⁴、「独占協議の禁止に関する規定」⁵、「行政権力を濫用して競争を排除・制限する行為の制止に関する規定」⁶、「事業者集中審査規定」⁷という4つの規定を公布した（施行日は、いずれも、2023年4月15日）。さらに、独占禁止委員会が2020年9月18日に公布した「知的財産権分野の独占禁止に関する指南」（以下「知財権独禁指南」という）もある（これは、独占禁止委員会による部門規範的文書であり、法的効力は無いものの、事実上の独禁法執行のガイドラインとして位置付けられる）。このように、中国の独占禁止法体系が整備されてきたこと⁸に伴い、知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為を禁止する本規定が新たに公布された。

以下、本規定のポイント及び旧規定との相違点について紹介する⁹。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所
（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgnr/fgs/art/2023/art_e155397f5c4c05ad3c1838c1322ad2.html

³ 2022年6月27日に、国家市場監督管理総局は、「知的財産権を濫用し、競争を排除・制限する行為の禁止規定（意見募集稿）」を公表していた。本規定は、この意見募集の結果をふまえて公布されたものである。

⁴ https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353971.html

⁵ https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353968.html

⁶ https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353973.html

⁷ https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353972.html

⁸ なお、2023年6月30日には、国家市場監督管理総局から、「標準必須特許分野の独占禁止に関する指南（意見募集稿）」が公表されたが、正式に制定・公布されたものではないため、本稿では立ち入らない。

⁹ なお、旧規定は全19条であったが、今回公布された本規定は全33条となっており、条文数が大幅に増加しており、全面改正となっている。しかも、本規定では、単純に条文が追加されたのではなく、旧規定における従来の条文がほとんど全面的に書き換えられている。そのため、比較作業は非常に困難を伴うことをご理解いただきたい。

II 本規定のポイント及び旧規定との相違点

1 知財権濫用行為と独禁法の関係

旧規定 2 条 2 項によると、「事業者が、知的財産権に関する法律、行政法規の規定により知的財産権を行使する行為については、独占禁止法を適用しない。但し、知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為については、独占禁止法を適用する。」としていた。これは、知的財産権が排他的独占権を認めるものであるため、知的財産権法と独占禁止法とは矛盾する関係にあるところ、知的財産権の適法な行使には独占禁止法が適用されないのであるが、知的財産権濫用行為には例外的に独占禁止法が適用される、ということを示している。しかし、このような法体系から説明するアプローチは、事業者にとって分かりにくい。

他方、本規定 2 条 2 項によると、「事業者は、知的財産権に関する法律・行政法規の規定に基づき、知的財産権を行使する。但し、知的財産権を濫用して競争を排除・制限してはならない。」としている。これは、前述した法体系から説明するアプローチではなく、より直接的に、知的財産権濫用行為を禁止する旨を規定している。

旧規定 2 条 2 項と本規定 2 条 2 項のいずれも、いわんとするところはほぼ同じであるが、事業者にとっての分かりやすさという点では、本規定 2 条 2 項の方が望ましいといえよう。

本規定に具体的な定めのない場合には、独占禁止法及び前述した 4 つの規定、即ち、国家市場監督管理総局による「市場支配的地位濫用行為の禁止に関する規定」、「独占協議の禁止に関する規定」、「行政権力を濫用して競争を排除・制限する行為の制止に関する規定」、「事業者集中審査規定」が適用される (32 条)。

2 「知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為」の範囲

旧規定 3 条 1 項によると、「知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為」とは、「事業者が独占禁止法の規定に違反し、知的財産権を行使し、独占協定を実施し、市場支配的地位を濫用する等の独占的行為 (価格の独占的行為を除く)」とされていた。

他方、本規定 3 条 1 項によると、「事業者が独占禁止法の規定に違反して知的財産権を行使し、独占協議を締結し、市場支配的地位を濫用し、競争を排除・制限する効果を有し又は有するおそれのある事業者集中を実施する等の独占的行為」をいう。本規定では、旧規定に比べ、「事業者集中」が追加されており、また、「価格の独占的行為」を除外していない。このように、本規定の方が、旧規定よりも、「知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為」の範囲が広がっているといえることができる。

3 規制当局の役割

旧規定には、規制当局の役割に関する規定は無かった。

他方、本規定 4 条は、規制当局の役割に関する規定を置いている。即ち、本規定を公布し、知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の独占禁止の統一的な法執行業務の責任を負う規制当局は、国家市場監督管理総局 (以下「市場監督管理総局」という) である (4 条 1 項)。市場監督管理総局は、各省・自治区・直轄市の市場監督管理部門 (以下「省級市場監督管理部門」という) に権力を付与し、その行政区域内における独占協議・市場支配的地位の濫用等、知的財産権を濫用し競争を排除・制限する独占禁止法執行業務を行わせる (4 条 2 項)。本規定にいう「独占禁止法執行機関」には、市場監督管理総局及び省級市場監督管理部門が含まれる (4 条 3 項)。

4 関連市場

本規定にいう「関連市場」には、関連商品市場及び関連地域市場が含まれるが、これに関しては、独占禁止法及び国務院独占禁止委員会による「関連市場画定に関するガイドライン」に基づき画定し、且つ知的財産権・イノベーション等の要素の影響を考慮する。知的財産権のライセンス等に関わる独占禁止法執行業務において、関連商品市場は、技術市場とすることができ、また特定知的財産権を含む製品市場とすることもできる。関連技術市場とは、知的財産権の行使に関わる技術及び相互に代替可能な同類技術との間の相互競争によって構成される市場をいう（5条）。

事業者の知的財産権を行使する行為が「関連市場」における競争に与える影響を分析認定するにあたっては、①事業者及び取引相手方との市場での地位、②関連市場の市場集中度、③関連市場参入の難易度、④業界慣例及び業界の発展段階、⑤生産量・地域・消費者等の観点から制限される時間及び効力の範囲、⑥イノベーションの促進及び技術普及に対する影響、⑦事業者のイノベーション能力及び技術変化の速度、⑧知的財産権を行使する行為が関連市場における競争に与える影響の認定と関連するその他の要因等の要素が考慮される（23条）。

5 独占協議

事業者間において、知的財産権を行使する方式を利用して、独占禁止法 17 条・18 条 1 項により禁止される独占協議を締結してはならない。事業者は、知的財産権を行使する方式を利用して、他の事業者を組織して独占協議を締結させ、又は他の事業者が独占協議を締結するために実質的な支援を提供してはならない。事業者が、締結された協議が独占禁止法 20 条の適用除外事由に該当することを証明できる場合は、この限りでない（6条）。

事業者が、知的財産権を行使する方式を利用して、取引相手方と独占禁止法 18 条 1 項 1 号（再販売価格の固定）・2 号（再販売最低価格の限定）に規定される協議を締結するとき、それが競争を排除・制限する効果を有しないことを事業者が証明できる場合、これは禁止されない（7条 1 項）。

事業者が、知的財産権を行使する方式を利用して、取引相手方と協議を締結したが、協議に参加する事業者の関連市場における市場シェアが市場監督管理総局の定める基準より低く、且つ市場監督管理総局の定めるその他の条件に合致していることを事業者が証明できる場合、これは禁止されない。具体的な基準は、国務院独占禁止委員会による知財権独禁指南の関連規定を参照する（7条 2 項）。

6 市場支配的地位の濫用

まず、本規定は、市場支配的地位の認定に関し、具体化する規定を置いた。即ち、「知的財産権を保有する事業者が、関連市場において支配的地位を有するかどうかを認定するにあたっては、関連市場における取引相手方が代替関係にある技術又は製品に転向する可能性及び転移コスト・川下市場において知的財産権を利用して提供される商品の依存程度・取引相手方の事業者に対する抑制能力等の要素も考慮することができる。」（8条 3 項）との規定である。

また、本規定は、市場支配的地位を有する事業者が知的財産権を行使する過程において、「不当に高い価格をもって知的財産権をライセンスし、又は知的財産権を含む製品を販売すること」を行ったか否かを認定する際の考慮要素を具体的に挙げている（9条）。即ち、①当該知的財産権の研究開発コスト及び回収期間、②当該知的財産権のライセンス料の計算方法及びライセンス条件、③当該知的財産権が比較可能な過去のライセンス料又はライセンス料基準、④事業者の当該知的財産権のライセンスにおける承諾、⑤考慮しなければな

らないその他の関連要素である。

旧規定によると、市場支配的地位を濫用した知的財産権ライセンスの拒絶につき、「不可欠施設」(essential facility)¹⁰という文言を規定していた(7条1項)が、本規定では、当該文言は規定されていない。

市場支配的地位を濫用した「抱き合わせ販売行為」につき、旧規定では、「(一)取引の相手方の慣例、消費習慣等に反し、又は商品の機能を無視し、異なる商品を強制的にパッケージ販売又は組合せ販売すること。(二)抱き合わせ販売行為を実施することで、抱き合わせ販売商品の市場における当該事業者の支配的地位を被抱き合わせ販売商品の市場まで拡張し、抱き合わせ販売商品又は被抱き合わせ販売商品の市場におけるその他の事業者による競争を排除・制限すること。」というように複雑で理解しにくい文言が規定されていた(9条)。本規定では、「(一)知的財産権をライセンスするとき、ライセンシーに他の不必要な製品を購入するよう強制し、又は実質的に強制すること。(二)知的財産権をライセンスするとき、ライセンシーに一括ライセンスを受け入れるよう強制し、又は実質的に強制すること。」というようにシンプルで理解しやすい文言に変更された(12条)。

市場支配的地位を濫用した「取引の相手方の制限行為」につき、旧規定では、「(一)取引の相手方が、自らとのみ取引を行うよう制限すること。(二)取引の相手方が、自らが指定した事業者とのみ取引を行うよう制限すること。」という2つのみが規定されていた(8条)。本規定では、さらに「(三)取引の相手方が、特定の事業者と取引してはならないと制限すること。」が追加された(11条)。

市場支配的地位を濫用した「不合理な制限条件を課す行為」につき、旧規定では、「取引の相手方に、その改良技術の独占的グラントバックを要求すること」が挙げられていた(10条1号)。本規定では、「取引の相手方に、その改良技術を排他的若しくは独占的にグラントバックするよう要求すること、又は合理的な対価を提供せずに、取引の相手方に対し、同一技術分野のクロスライセンスを要求すること」というように具体的な文言に変更されている(13条1号)。とくに、旧規定における「独占的グラントバック」が、本規定では「排他的又は独占的グラントバック」に変更されている点が注目される¹¹。

市場支配的地位を有する事業者は正当な理由なく、知的財産権を行使する過程において、条件が同一の取引相手方に対して差別的待遇を実行することにより、競争を排除・制限してはならない(14条)。

7 事業者集中

旧規定は、知的財産権に関わる事業者集中については、何も規定していなかった。

他方、本規定は、知的財産権に関わる事業者集中についてのいくつかの規定を置いている。これによると、知的財産権に関わる事業者集中が、国務院の定める申告基準に達した場合、事業者は、事前に市場監督管理総局に申告するものとし、申告していないとき、又は申告後で承認を得る前において、集中を実施してはならない(15条)。知的財産権に関わる事業者集中の審査は、独占禁止法33条に定める要素及び知的財産権の特性を考慮するものとする。

¹⁰ 「不可欠施設」(essential facility)とは、先行する既存事業者が保有し、事業を行う上で不可欠の要素であって、新規参入者が重複投資することが實際上不可能なものをいう。例えば、電気通信事業における地域通信網、光ファイバ網、電気事業における送電線が挙げられる(波光巖・栗田誠編『解説独占禁止法』(青林書院、2015年)332頁)。

¹¹ 「独占的グラントバック」とは、グラントバックを受けた者のみが実施できることである。「排他的グラントバック」とは、グラントバックを行った者と受けた者の二者のみが実施できることである。

知的財産権に関わる事業者集中取引の具体的な状況に基づき課される制限条件には、①知的財産権又は知的財産権に関わる業務の切り離し、②知的財産関連業務の独立した運営を保持すること、③合理的な条件で知的財産権をライセンスすること等の状況が含まれる場合がある（16条）。さらに、事業者が、違法に知的財産権に関わる集中を実施し、且つ競争を排除・制限する効果を有し又は有するおそれがある場合、市場監督管理総局は、集中の実施の停止を命じ、期限を定めて株式又は資産を処分し、期限を定めて事業を譲渡し、及び集中前の状態に回復するために必要なその他の措置を講じ、前年度の売上高の10%以下の過料に処す。競争を排除・制限する効果がない場合、500万元以下の過料に処すものとしている（27条）。

8 パテントプール

事業者は、知的財産権を行使する過程において、パテントプールを利用して競争を排除・制限する行為に従事してはならない（17条1項）。「パテントプール」とは、2つ又は2つ以上の事業者がそれぞれの特許を共同でプールメンバー又は第三者にライセンスすることをいう。パテントプールの各当事者は、通常、プールメンバー又は独立した第三者にプールの管理を委託する。共同経営の具体的方法は、協議の締結、公司又はその他組織等の設立が含まれる（17条4項）。

パテントプールのメンバーは、価格・生産量・市場区分等の競争に関する敏感な情報を交換し、独占禁止法17条、18条1項により禁止される独占協議を締結してはならない。但し、事業者が、締結した協議が独占禁止法18条2項・3項及び20条の規定に合致することを証明できる場合を除く（17条2項）。

旧規定でも、パテントプールを利用した競争の排除・制限行為として、6つの行為が列挙されていた（12条3項）。

本規定は、さらに3つの行為を追加するとともに、1つの行為をより詳細に規定した（17条3項）。追加された行為は、「(一) 不当に高い価格でのプールパテントをライセンスすること」、「(二) 正当な理由なく、プールメンバー又はライセンシーの特許の使用範囲を制限すること」、「(七) 正当な理由なく、競合する特許を強制的に組み合わせるライセンスし、又は非必須特許・既に終了した特許をその他の特許と強制的に組み合わせるライセンスすること」の3つである。旧規定における「(三) ライセンシーが改良又は研究開発した技術を、パテントプールの管理組織又はプールのメンバーに独占的にグラントバックするよう要求し強制すること」という行為は、本規定において、「(五) 正当な理由なく、ライセンシーが改良又は研究開発した技術を、排他的又は独占的にパテントプール組織又はパテントプールのメンバーにグラントバックするよう要求し強制すること」というように、より詳細に規定された。とくに、旧規定における「独占的グラントバック」が、本規定では「排他的又は独占的グラントバック」に変更されている点が注目される¹²。

9 標準

旧規定では、単に「事業者は、知的財産権行使の過程において、標準（中略）の制定及び実施を利用し、競争の排除・制限行為に従事してはならない。」とされていた（13条1項）。

本規定は、標準の制定及び実施を利用した独占協議の締結の具体例として、①競争関係を有する事業者と共同で、特定事業者の標準制定の参与を排斥し、又は特定事業者の関連標準技術方案を排斥すること、②競争関係を有する事業者と共同で、他の特定事業者が関連標準

¹² 「独占的グラントバック」及び「排他的グラントバック」の意味については、前述した。

を実施するのを排斥すること、③競争関係を有する事業者と他の競合する標準を実施しないよう約束すること等を挙げている（18条）。

また、市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なくして、標準の制定及び実施過程において行ってはならない競争の排除・制限行為として、旧規定は、「(一) 標準制定に参加する過程において、故意に標準制定組織にその権利情報を開示せず若しくはその権利の放棄を明確にしたが、その標準が当該特許に係った後に、当該標準の実施者に対しその特許権を主張すること」、「(二) その特許が標準必須特許となった後に、公平、合理的及び非差別の原則に違反し、許諾の拒絶、抱き合わせ商品の販売、又は取引時におけるその他の不合理な取引条件の付加等の競争の排除・制限行為を実施すること」の2つのみを規定していた。本規定は、上記(二)の規定に「不当に高い価格での許諾」を追加するとともに、「(三) 標準必須特許のライセンス過程において、公平・合理・無差別の原則に違反し、善意の交渉を経ずして、裁判所又はその他の関連部門に関連知的財産権の使用を禁止する判決・裁定又は決定等を求め、ライセンシーに不当に高い価格で、又はその他の不合理な取引条件を受け入れさせること」という規定を追加した。なお、標準必須特許とは、当該標準を実施するために必要不可欠な特許をいう（19条）。

10 「正当な理由」の認定

旧規定には、「正当な理由」に関する規定は無かった。

他方、本規定は、「正当な理由」の認定に関する規定を置いた（20条）。これによると、「正当な理由」（10条～14条、17条～19条）を認定するにあたっては、①イノベーションの奨励及び市場の公平な競争の促進に有利であること、②知的財産権の行使又は保護のために必要であること、③製品の安全・技術効果・製品性能等を満たすために必要であること、④取引の相手方が実際に必要とし、且つ正当な業界慣例及び取引習慣に合致すること、⑤行為に正当性があることを証明できるその他の要素を考慮することができる。

11 著作権及び著作隣接権の行使

旧規定には、「著作権及び著作隣接権の行使」に関する規定は無かった。

他方、本規定は、「著作権及び著作隣接権の行使」の認定に関する規定を置いた（21条）。これによると、「事業者は、著作権及び著作隣接権を行使するとき、独占禁止法及び本規定において禁止される独占行為に従事してはならない。」とされている。

12 「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為」の認定手順等

事業者による「知的財産権を濫用し競争を排除・制限している行為」の疑いを分析認定するにあたっては、①事業者の知的財産権を行使する行為の性質及び表現形式の確定、②知的財産権を行使する事業者間の相互関係の性質の確定、③知的財産権の行使に関わる関連市場の画定、④知的財産権を行使する事業者の市場における地位の認定、⑤事業者の知的財産権を行使する行為が、関連市場の競争に与える影響の分析という手順によることができる（22条1項）。

事業者間の相互関係の性質を確定するにあたっては、知的財産権を行使する行為自体の特性を考慮する必要がある。知的財産権のライセンスに関わる状況において、本来、競争関係にある事業者間は、ライセンス協議において取引関係にあり、ライセンサー及びライセンシーはどちらも、当該知的財産権を利用して生産する製品の市場においても競争関係にある。しかし、もし事業者間がライセンス協議を締結するときに競争関係が存在せず、協議締

結後に初めて競争関係が生じる場合は、元の協議に実質的な変更が生じない限り、競争者間の協議とみなされない（22条2項）。

13 処罰

旧規定は、知的財産権を濫用し競争を排除・制限する「独占協議」に該当する場合、「工商行政管理機関は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、前年度の売上高の1%以上10%以下の過料を課す。締結された独占協議が実施されていない場合は、50万元以下の過料を課すことができる。」としていた（17条1項）。本規定は、厳罰化するとともに、処罰を受ける者の範囲を拡大した（25条）。即ち、旧規定の上記内容に関して、①前年度に売上高がない場合は500万元以下の過料に処すこと、②締結された独占協議が実施されていない場合、300万元以下の過料に処すこと、③事業者の法定代表人・主要責任者及び直接責任者が締結した独占協議に対して個人的に責任を負う場合、100万元以下の過料に処すこと、④事業者が、他の事業者を組織して独占協議を締結し、又は他の事業者が独占協議を締結するために実質的な支援を提供する場合も、同様とすることとした。

本規定によると、独占禁止法の規定に違反し、状況が特に重大であり、特に悪い影響を与え、特に深刻な結果をもたらす場合、市場監督管理総局は、独占禁止法56条～58条、62条に規定される過料金額の2倍以上5倍以下の割合で具体的な過料金額を確定することができるものとしている（29条）。

また、本規定によると、独占禁止法執行機関の職員が、職権を濫用し、職務を怠慢し、私情のために不正行為を働き、又は法執行過程で知り得た営業秘密、個人のプライバシー及び個人情報情報を漏洩した場合、関連規定に基づき処理するものとし（30条）、独占禁止法執行機関は、調査期間に公務員の職務違法又は職務犯罪の疑いの手がかりを発見した場合、遅滞なく紀律検査監察機関に提出するものとした（31条）。

以上のように、旧規定と比べて、本規定における処罰規定は、大幅に詳細化・厳罰化されているといえる。

III おわりに

以上、本規定のポイント及び旧規定との相違点について紹介したが、基本的な内容が根本的に変更になったわけではない。実際、本規定と旧規定の内容がほとんど同じである点も少なくない。例えば、「関連市場」の定義（旧規定3条2項と本規定5条）、「標準必須特許」の定義（旧規定13条3項と本規定19条3項）、事業者による「知的財産権を濫用し競争を排除・制限している行為」の疑いの分析認定手順（旧規定15条と本規定22条）、事業者の知的財産権行使行為の競争に対する影響の分析認定の考慮要素（旧規定16条と本規定23条）等である。

とはいえ、「知的財産権を濫用し競争を排除・制限している行為」に該当する具体例が増加し、認定基準・考慮要素等が詳細化・具体的され、処罰規定が詳細化・厳罰化されている等、旧規定から大きく変わっている点も数多くある。

日本企業・日系企業としては、中国において、「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為」に関わる問題に直面したり紛争に巻き込まれたりするケースが増加傾向にあることから、本規定のポイント及び旧規定との相違点をよく検討しておく必要があるといえる。

最後に、「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止規定」の全文和訳を掲載するので、参考にしていただければ幸いである。

知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止規定（和訳）

（2023年6月25日国家市場監督管理総局令第79号により公布、
2023年8月1日より施行）

第1条 知的財産権の濫用による競争の排除・制限を予防・制止するため、「中華人民共和国独占禁止法」（以下「独占禁止法」という）に基づき、本規定を制定する。

第2条 独占禁止及び知的財産権の保護は、競争及びイノベーションを促進し、経済運行効率を高め、消費者の利益及び社会公共の利益の維持保護という共同の目標を有する。

事業者は、知的財産権に関する法律・行政法規の規定に基づき、知的財産権を行使する。但し、知的財産権を濫用して競争を排除・制限してはならない。

第3条 本規定にいう知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為とは、事業者が独占禁止法の規定に違反して知的財産権を行使し、独占協議を締結し、市場支配的地位を濫用し、競争を排除・制限する効果を有し又は有するおそれのある事業者集中を実施する等の独占的行為をいう。

第4条 国家市場監督管理総局（以下「市場監督管理総局」という）は、独占禁止法第13条第1項の規定に基づき、知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の独占禁止の統一的な法執行業務の責任を負う。

市場監督管理総局は、独占禁止法第13条第2項の規定に基づき、各省・自治区・直轄市の市場監督管理部門（以下「省級市場監督管理部門」という）に権利を付与し、その行政区域内における独占協議・市場支配的地位の濫用等、知的財産権を濫用し競争を排除・制限する独占禁止法執行業務に責任を負う。

本規定にいう独占禁止法執行機関には、市場監督管理総局及び省級市場監督管理部門が含まれる。

第5条 本規定にいう関連市場には、関連商品市場及び関連地域市場が含まれ、独占禁止法及び「国务院独占禁止委員会による関連市場画定に関するガイドライン」に基づき画定し、且つ知的財産権・イノベーション等の要素の影響を考慮する。知的財産権のライセンス等に関わる独占禁止法執行業務において、関連商品市場は、技術市場とすることができ、また特定知的財産権を含む製品市場とすることもできる。関連技術市場とは、知的財産権の行使に関わる技術及び相互に代替可能な同類技術との間の相互競争によって構成される市場をいう。

第6条 事業者間において、知的財産権を行使する方式を利用して、独占禁止法第17条・第18条第1項により禁止される独占協議を締結してはならない。

事業者は、知的財産権を行使する方式を利用して、他の事業者を組織して独占協議を締結させ、又は他の事業者が独占協議を締結するために実質的な支援を提供してはならない。

事業者が、締結された協議が独占禁止法第20条に規定される状況に該当することを証明できる場合、第1項及び第2項の規定は適用されない。

第7条 事業者が、知的財産権を行使する方式を利用して、取引の相手方と独占禁止法

第 18 条第 1 項第 1 号・第 2 号に規定される協議を締結するとき、それが競争を排除・制限する効果を有しないことを事業者が証明できる場合、これを禁止しない。

事業者が、知的財産権を行使する方式を利用して、取引の相手方と協議を締結したが、協議に参加する事業者の関連市場における市場シェアが市場監督管理総局の定める基準より低く、且つ市場監督管理総局の定めるその他の条件に合致していることを事業者が証明できる場合、これを禁止しない。具体的な基準は、国務院独占禁止委員会による「知的財産権分野の独占禁止に関する指南」の関連規定を参照することができる。

第 8 条 市場支配的地位を有する事業者は、知的財産権を行使する過程において、市場支配的地位を濫用し、競争を排除・制限してはならない。

市場支配的地位は、独占禁止法及び「市場支配的地位を濫用する行為を禁止する規定」の定めに基づき、認定及び推定を行う。事業者が知的財産権を保有することは、それが市場支配的地位を有することを認定する要素の一つとなり得るが、事業者が知的財産権を保有することのみに基づいて、それが関連市場において市場支配的地位を有すると推定することはできない。

知的財産権を保有する事業者が、関連市場において支配的地位を有するかどうかを認定するにあたっては、関連市場における取引の相手方が代替関係にある技術又は製品に転向する可能性及び転移コスト・川下市場において知的財産権を利用して提供される商品の依存程度・取引の相手方の事業者に対する抑制能力等の要素も考慮することができる。

第 9 条 市場支配的地位を有する事業者は、知的財産権を行使する過程において、不当に高い価格をもって知的財産権をライセンスし、又は知的財産権を含む製品を販売することにより、競争を排除・制限してはならない。

前項の行為を認定するにあたっては、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (一) 当該知的財産権の研究開発コスト及び回収期間。
- (二) 当該知的財産権のライセンス料の計算方法及びライセンス条件。
- (三) 当該知的財産権が比較可能な過去のライセンス料又はライセンス料基準。
- (四) 事業者の当該知的財産権のライセンスにおける承諾。
- (五) 考慮しなければならないその他の関連要素。

第 10 条 市場支配的地位を有する事業者は正当な理由なく、知的財産権を行使する過程において、他の事業者に合理的な条件で当該知的財産権の使用許諾を拒絶することにより、競争を排除・制限してはならない。

前項の行為を認定するにあたっては、次に掲げる要素も同時に考慮するものとする。

- (一) 当該知的財産権が、関連市場において合理的に代替されることが不可能であり、他の事業者が関連市場の競争に参加するために必要であること。
- (二) 当該知的財産のライセンスを拒絶することにより、関連市場における競争又はイノベーションに不利な影響を受けさせ、消費者の利益又は社会公共の利益に損害をもたらすこと。
- (三) 当該知的財産権のライセンスが、当該事業者に不合理な損害をもたらし得ないこと。

第 11 条 市場支配的地位を有する事業者は正当な理由なく、知的財産権を行使する過程において、次に掲げる制限的取引行為に従事することにより、競争を排除・制限してはな

らない。

- (一)取引の相手方が、それとのみ取引を行うよう制限すること。
- (二)取引の相手方が、それが指定する事業者とのみ取引を行うよう制限すること。
- (三)取引の相手方が、特定の事業者と取引してはならないと制限すること。

第 12 条 市場支配的地位を有する事業者は正当な理由なく、知的財産権を行使する過程において、所在する業界又は分野の慣例・消費習慣に背き、又は商品の機能を見捨て、次に掲げる抱き合わせ販売行為に従事することにより、競争を排除・制限してはならない。

- (一)知的財産権をライセンスするとき、ライセンシーに他の不必要な製品を購入するよう強制し、又は実質的に強制すること。
- (二)知的財産権をライセンスするとき、ライセンシーに一括ライセンスを受け入れるよう強制し、又は実質的に強制すること。

第 13 条 市場支配的地位を有する事業者は正当な理由なく、知的財産権を行使する過程において、次に掲げる不合理な取引条件を課すことにより、競争を排除・制限してはならない。

- (一)取引の相手方に、その改良技術を排他的若しくは独占的にグラントバックするよう要求すること、又は合理的な対価を提供せずに、取引の相手方に対し、同一技術分野のクロスライセンスを要求すること。
- (二)取引の相手方による、その知的財産権の有効性に対する異議申出を禁止すること。
- (三)ライセンス協議の期間満了後、知的財産権を侵害しない状況において、取引の相手方による競合技術又は製品の利用を制限すること。
- (四)取引の相手方にその他の不合理な取引条件を課すこと。

第 14 条 市場支配的地位を有する事業者は正当な理由なく、知的財産権を行使する過程において、条件が同一の取引の相手方に対して差別的待遇を実行することにより、競争を排除・制限してはならない。

第 15 条 知的財産権に関わる事業者集中が、内閣府の定める申告基準に達した場合、事業者は、事前に市場監督管理総局に申告するものとし、申告していないとき、又は申告後で承認を得る前において、集中を実施してはならない。

第 16 条 知的財産権に関わる事業者集中の審査は、独占禁止法第 33 条に定める要素及び知的財産権の特性を考慮するものとする。

知的財産権に関わる事業者集中取引の具体的な状況に基づき、課される制限条件には、次に掲げる状況が含まれる場合がある。

- (一)知的財産権又は知的財産権に関わる業務の切り離し。
- (二)知的財産関連業務の独立した運営を保持すること。
- (三)合理的な条件で知的財産権をライセンスすること。
- (四)その他の制限条件。

第 17 条 事業者は、知的財産権を行使する過程において、パテントプールを利用して競争を排除・制限する行為に従事してはならない。

パテントプールのメンバーは、価格・生産量・市場区分等の競争に関する敏感な情報を交換し、独占禁止法第 17 条、第 18 条第 1 項に禁止される独占協議を締結してはならない。但し、事業者が、締結した協議が独占禁止法第 18 条第 2 項・第 3 項及び第 20 条の規定に合致することを証明できる場合を除く。

市場支配的地位を有するパテントプール組織（中国語では「実体」）又はパテントプールのメンバーは、パテントプールを利用して次に掲げる市場支配的地位を濫用する行為に従事してはならない。

- (一) 不当に高い価格でのプールパテントをライセンスすること。
- (二) 正当な理由なく、プールメンバー又はライセンシーの特許の使用範囲を制限すること。
- (三) 正当な理由なく、プールメンバーがプールの外で、独立したライセンサーとして特許をライセンスするのを制限すること。
- (四) 正当な理由なく、プールメンバー又はライセンシーが、独立して又は第三者と共同で、プールパテントと競合する技術を研究開発するのを制限すること。
- (五) 正当な理由なく、ライセンシーが改良又は研究開発した技術を、排他的又は独占的にパテントプール組織又はパテントプールのメンバーにグラントバックするよう要求し強制すること。
- (六) 正当な理由なく、ライセンシーがプールパテントの有効性に異議を申し立てることを禁止すること。
- (七) 正当な理由なく、競合する特許を強制的に組み合わせてライセンスし、又は非必須特許・既に終了した特許をその他の特許と強制的に組み合わせてライセンスすること。
- (八) 正当な理由なく、同一条件のプールメンバー又は同一関連市場のライセンシーに対し、取引条件における差別的待遇を行うこと。
- (九) 市場監督管理総局が認定するその他の市場支配的地位を濫用する行為。

本規定にいうパテントプールとは、2 つ又は 2 つ以上の事業者がそれぞれの特許を共同でプールメンバー又は第三者にライセンスすることをいう。パテントプールの各当事者は、通常、プールメンバー又は独立した第三者にプールの管理を委託する。共同経営の具体的方法は、協議の締結、公司又はその他組織等の設立が含まれる。

第 18 条 事業者は正当な理由なく、知的財産権を行使する過程において、標準の制定及び実施を利用して、次に掲げる独占協議を締結してはならない。

- (一) 競争関係を有する事業者と共同で、特定事業者の標準制定の参与を排斥し、又は特定事業者の関連標準技術方案を排斥すること。
- (二) 競争関係を有する事業者と共同で、他の特定事業者が関連標準を実施するのを排斥すること。
- (三) 競争関係を有する事業者と他の競合する標準を実施しないよう約束すること。
- (四) 市場監督管理総局が認定したその他の独占協議。

第 19 条 市場支配的地位を有する事業者は、標準の制定及び実施過程において、次に掲げる行為に従事することによって、競争を排除・制限してはならない。

- (一) 標準制定に参加する過程において、標準制定組織の規定に基づいて遅滞なくその権利情報を十分に開示しない、又は明確にその権利を放棄したが、標準が当該特許に関わった後に、標準実施者に当該特許権を主張すること。
- (二) その特許が標準必須特許となった後、公平・合理・無差別の原則に違反し、不当に高

い価格でライセンスし、正当な理由なくライセンスを拒絶し、商品を抱き合わせ販売し、又はその他の不合理な取引条件を課すことによって、差別待遇等を実行すること。

(三) 標準必須特許のライセンス過程において、公平・合理・無差別の原則に違反し、善意の交渉を経ずして、裁判所又はその他の関連部門に関連知的財産権の使用を禁止する判決・裁定又は決定等を求め、ライセンシーに不当に高い価格で、又はその他の不合理な取引条件を受け入れさせること。

(四) 市場監督管理総局が認定したその他の市場支配的地位の濫用行為。

本規定にいう標準必須特許とは、当該標準を実施するために必要不可欠な特許をいう。

第20条 本規定第10条から第14条、第17条から第19条にいう「正当な理由」を認定するにあたっては、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (一) イノベーションの奨励及び市場の公平な競争の促進に有利であること。
- (二) 知的財産権の行使又は保護のために必要であること。
- (三) 製品の安全・技術効果・製品性能等を満たすために必要であること。
- (四) 取引の相手方が実際に必要とし、且つ正当な業界慣例及び取引習慣に合致すること。
- (五) 行為に正当性があることを証明できるその他の要素。

第21条 事業者は、著作権及び著作隣接権を行使するとき、独占禁止法及び本規定において禁止される独占行為に従事してはならない。

第22条 事業者による知的財産権を濫用し競争を排除・制限している行為の疑いを分析認定するにあたっては、次に掲げる手順によることができる。

- (一) 事業者の知的財産権を行使する行為の性質及び表現形式の確定。
- (二) 知的財産権を行使する事業者間の相互関係の性質の確定。
- (三) 知的財産権の行使に関わる関連市場の画定。
- (四) 知的財産権を行使する事業者の市場における地位の認定。
- (五) 事業者の知的財産権を行使する行為が、関連市場の競争に与える影響の分析。

事業者間の相互関係の性質を確定するにあたっては、知的財産権を行使する行為自体の特性を考慮する必要がある。知的財産権のライセンスに関わる状況において、本来、競争関係にある事業者間は、ライセンス協議において取引関係にあり、ライセンサー及びライセンシーはどちらも、当該知的財産権を利用して生産する製品の市場においても競争関係にある。しかし、もし事業者間がライセンス協議を締結するときに競争関係が存在せず、協議締結後に初めて競争関係が生じる場合は、元の協議に実質的な変更が生じない限り、競争者間の協議とみなされない。

第23条 事業者の知的財産権を行使する行為が関連市場における競争に与える影響を分析認定するにあたっては、次に掲げる要素を考慮するものとする。

- (一) 事業者及び取引の相手方との市場での地位。
- (二) 関連市場の市場集中度。
- (三) 関連市場参入の難易度。
- (四) 業界慣例及び業界の発展段階。
- (五) 生産量・地域・消費者等の観点から制限される時間及び効力の範囲。
- (六) イノベーションの促進及び技術普及に対する影響。
- (七) 事業者のイノベーション能力及び技術変化の速度。

(八)知的財産権を行使する行為が関連市場における競争に与える影響の認定と関連するその他の要因。

第24条 独占禁止法執行機関は、知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為について調査・処罰するとき、独占禁止法及び「独占協議禁止規定」、「市場支配的地位濫用行為禁止規定」、「事業者集中審査規定」に定められた手続きに基づき執行する。

第25条 事業者が、独占禁止法及び本規定に違反して、独占協議を締結し且つ実施した場合、独占禁止法執行機関は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、併せて前年度の売上高の1%以上10%以下の過料に処し、前年度に売上高がない場合は500万円以下の過料に処す。締結された独占協議が実施されていない場合、300万円以下の過料に処することができる。事業者の法定代表人・主要責任者及び直接責任者が締結した独占協議に対して個人的に責任を負う場合、100万円以下の過料に処することができる。

事業者が、他の事業者を組織して独占協議を締結し、又は他の事業者が独占協議を締結するために実質的な支援を提供する場合、前項の規定が適用される。

第26条 事業者が独占禁止法及び本規定に違反して、市場支配的地位を濫用した場合、独占禁止法執行機関は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、併せて前年度の売上高の1%以上10%以下の過料に処す。

第27条 事業者が、違法に知的財産権に関わる集中を実施し、且つ競争を排除・制限する効果を有し、又は有するおそれがある場合、市場監督管理総局は、集中の実施の停止を命じ、期限を定めて株式又は資産を処分し、期限を定めて事業を譲渡し、及び集中前の状態に回復するために必要なその他の措置を講じ、前年度の売上高の10%以下の過料に処す。競争を排除・制限する効果がない場合、500万円以下の過料に処す。

第28条 本規定第25条・第26条・第27条に規定する過料について、独占禁止法執行機関は、過料の具体的な金額を確定するとき、違法行為の性質・程度・継続時間及び違法行為結果の除去状況等の要素を考慮するものとする。

第29条 独占禁止法の規定に違反し、状況が特に重大であり、特に悪い影響を与え、特に深刻な結果をもたらす場合、市場監督管理総局は、独占禁止法第56条・第57条・第58条・第62条に規定される過料金額の2倍以上5倍以下の割合で具体的な過料金額を確定することができる。

第30条 独占禁止法執行機関の職員が、職権を濫用し、職務を怠慢し、私情のために不正行為を働き、又は法執行過程で知り得た営業秘密、個人のプライバシー及び個人情報を漏洩した場合、関連規定に基づき処理する。

第31条 独占禁止法執行機関は、調査期間に公務員の職務違法又は職務犯罪の疑いの手がかりを発見した場合、遅滞なく紀律検査監察機関に提出するものとする。

第32条 知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為について、本規定に定めのない場合、独占禁止法及び「独占協議禁止規定」「市場支配的地位の濫用行為の禁止規定」、

「事業者集中審査規定」に基づき、処理する。

第 33 条 本規定は、2023 年 8 月 1 日から施行される。2015 年 4 月 7 日に旧国家工商行政管理総局令第 74 号により公布された「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」は同時に廃止する。

※ 初出：『特許ニュース No.15979』（経済産業調査会、2023 年、原題は「中国知財の最新動向 第 39 回 中国の「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止規定」の改正）。

※ 免責事項：本稿は、中国の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。